

マイクロソフト社に対する 15 億ドルの損害賠償の評決を覆す判決
～ 米主要紙相次いで報道 ～

2007 年 8 月 7 日
JETRO NY 澤井、中山

米カリフォルニア州サンディエゴ連邦地裁は 6 日、アルカテル・ルーセント社の MP3 (音声圧縮方式) 技術に関する特許をマイクロソフト社が侵害しているとして、マ社へ 15 億 2000 万ドルの損害賠償を命じた本年 2 月の陪審評決をくつがえす判決を下した。2 月の陪審評決は、これまでの特許訴訟の損害賠償命令のうち最高額になるものとして米国内において注目されていた事件であり、ニューヨークタイムズ紙、ウォールストリートジャーナル紙などの米主要紙も今般の判決を直ちに引き上げている。

これらの報道によると、サンディエゴ地裁の Brewster 判事は、マ社ウィンドウズは 2 件のア社特許のうちの 1 件については侵害していないと判決し、残りの特許についても疑義があるとして、再審 (retrial) の可能性を示唆している。これにより、15 億 2000 万ドルの損害賠償額は無効となり、賠償額算定のために新たな審理 (new trial) を開催する必要があると報じている。

米国では高額化する訴訟費用を背景として、現在審議が進められている特許改革法案における主要論点の一つとして、損害賠償額の算定規定のあり方が問われており、本事件に係る陪審評決はその算定手法 (entire market value 法に基づきパソコン平均単価の 0.5%) と共に大きな関心を集めていた。なお、ア社は今般の判決を不服として控訴の意思を表明している。

(了)